

第 12 次上越市交通安全計画 (案)

令和 8 年 月

上越市交通安全対策会議

目 次

第1部 総 論

第1章 計画の考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の位置付け・期間等	2
第2章 交通事故等の現状	3
1 道路交通を取り巻く情勢	3
2 踏切事故の現状	3
第3章 交通安全計画の目標と重点課題	4
1 第11次上越市交通安全計画の目標	4
2 第12次上越市交通安全計画の目標	4
3 重点課題	5

第2部 分野別施策

第1章 道路交通環境の維持・整備	10
1 道路等の維持・整備	10
2 交通安全施設等の維持・整備による交通安全の推進	10
3 道路使用・占用の適正化	11
4 公共交通機関の利用促進	12
5 その他の道路交通環境の維持・整備	12
6 事故防止対策の推進	13
7 災害に備えた道路交通環境の維持・整備	14
第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策	15
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	15
2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	18
3 効果的な交通安全教育の推進	20
4 地域社会における交通安全意識の高揚	20
第3章 安全運転の確保	22
1 運転者教育等の充実	22
2 事業者に対する安全運転管理の指導	22
3 道路交通に関する情報の収集と提供	23
第4章 道路交通秩序の維持	24
1 交通指導取締りの強化	24

2	飲酒運転防止対策の強化	24
3	駐車秩序の確立	24
4	自転車駐車対策の推進	24
5	適正な交通規制の実施	25
第5章	救助・救急活動の充実	26
1	救助・救急体制の整備	26
2	救急医療体制の整備	27
第6章	交通事故被害者対策の推進	28
1	無保険（無共済）車両の運行の防止	28
2	交通事故相談業務の推進	28
3	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	28

参 考 資 料

1	用語集	29
2	交通安全対策基本法（抜粋）	31
3	上越市交通安全条例	33
4	上越市交通安全対策会議委員一覧	36

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の考え方

第 2 章 交通事故等の現状

第 3 章 交通安全計画の目標と重点課題

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念

真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要です。

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくために重要な要素であることから、昭和 46 年以降、11 次にわたって国の交通安全基本計画及び新潟県の交通安全計画に基づく上越市交通安全計画を策定し、市及び関係行政機関等が一体となって各種の施策を推進してきました。

その結果、市内の交通事故による死亡者（交通事故によって、発生から 24 時間以内に死亡した者の数）は、計画策定後最も多かった昭和 47 年の 43 人から、令和 7 年には、4 人にまで減少しました。

こうした背景には、市民の皆さまをはじめ、関係機関、関係団体の皆さまと一体となって交通事故防止に取り組んできた成果であるものと認識しています。

しかしながら、今なお尊い命が交通事故で失われおり、特に高齢運転者事故の割合は依然として高い傾向にあります。

交通安全対策を効果的に推進するためには、交通情勢の変化に適切に対応して、実効性のある対策を計画的、重点的に実施していく必要があります。

第 12 次上越市交通安全計画は、引き続き、人命尊重の理念に立って、人優先の交通安全思想の普及を図るとともに、市民の主体的な取組を促進するため、参加・協働型の交通安全活動を推進し、交通事故の無い安全で安心な上越市を築き上げていくために作成するものです。

2 計画の位置付け・期間等

- (1) この計画は、上越市交通安全対策会議が国の第 12 次交通安全基本計画及び第 12 次新潟県交通安全計画に基づき策定するもので、策定に当たっては当市の実状に沿うよう配慮しました。
- (2) この計画は、当市内における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、当市と当市を管轄する国及び県の行政機関等が実施する施策の大綱を定めたものです。
- (3) この計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間として策定しました。

※ 第 2 部以降文中()内の機関名は、本計画において実施しようとする施策に関係する機関であり、掲載した各機関が、連携して取組を推進するものです。

※ (＊)した語句には、参考資料 1 用語集 (29 頁) に説明を記載しました。

第2章 交通事故等の現状

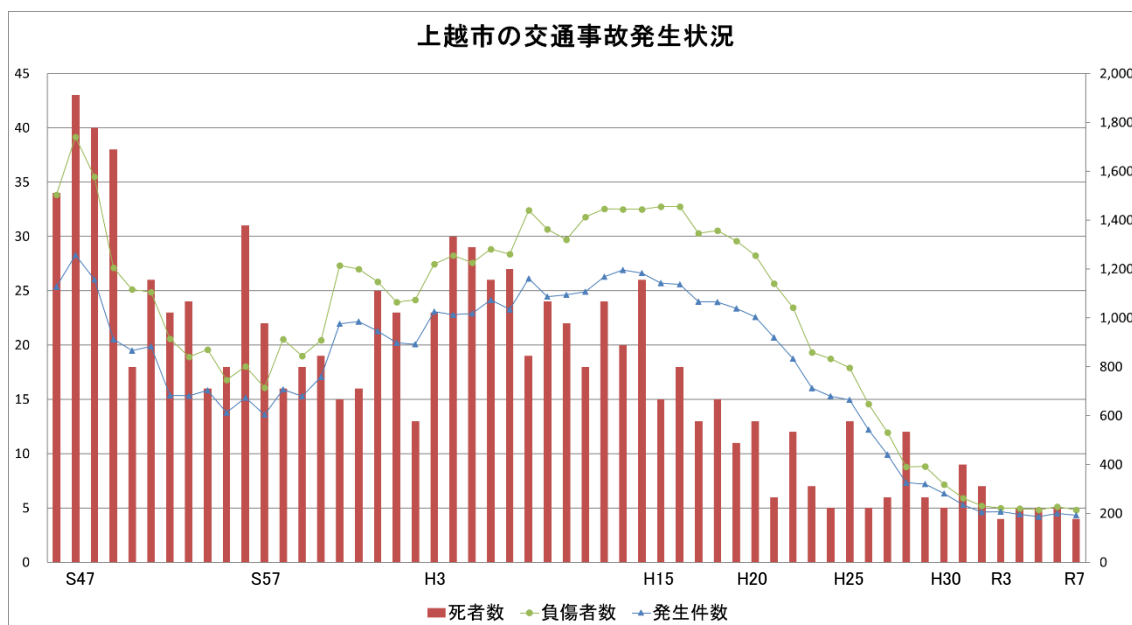
1 道路交通を取り巻く情勢

(1) これまでの推移

当市の交通事故は、昭和 47 年に発生件数 1,258 件、死者 43 人、負傷者 1,740 人を数えましたが、交通安全の諸対策を強力に推進した結果、翌年から減少傾向となりました。

しかし、昭和 57 年頃を境に再び増加傾向に転じ、発生件数と負傷者数については、平成 3 年にそれぞれ 1,000 件を突破しましたが、平成 15 年頃から減少しています。

また、死者数については増減を繰り返しながら全体的に高い数値で推移していましたが、発生件数や負傷者数と同様に平成 15 年頃から減少傾向が見られます。



(新潟県警察本部資料による)

(2) 現状

死者数は、令和 3 年に 4 人にまで減少し、最も死者数の多かった昭和 47 年の約 9% にまで減少しているものの、令和 4 年から令和 6 年までの 3 年間は 5 人、令和 7 年は 4 人で推移し、横ばい状態となっています。また、発生件数及び負傷者数も、令和 3 年以降、横ばい状態となっています。

2 踏切事故の現状

市内の踏切事故は、平成 23 年に 1 件発生したものの、それ以降は無事故となっています。しかしながら、踏切事故は発生すると大惨事につながることから、今後も踏切の安全対策を図っていく必要があります。

第3章 交通安全計画の目標と重点課題

1 第11次上越市交通安全計画の目標

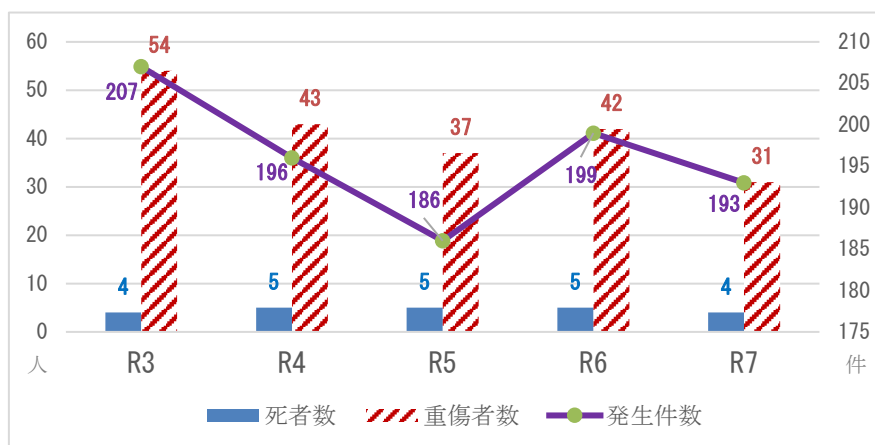
○ 令和7年までに年間の交通事故死者数を4人以下、重傷者数を42人以下とすることを目指します。

交通安全計画による様々な施策の推進や自動車の安全性の向上などにより、全国的に交通事故件数・死者数・負傷者数とも減少傾向になっています。

上越市では、令和7年の死者数、重傷者数はいずれも抑制すべき目標の範囲内であったものの、目標に収まらない年もあることから、引き続き、交通事故防止対策を推進する必要があります。

〔市内の交通事故死者数及び重傷者数の年別推移〕

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
死者数	4 人	5 人	5 人	5 人	4 人
重傷者数	54 人	43 人	37 人	42 人	31 人



2 第12次上越市交通安全計画の目標

○ 令和12年までに年間の交通事故死者数を4人以下、重傷者数を38人以下とすることを目指します。

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、市民を交通事故の被害から守ることを最終目標としますが、第12次上越市交通安全計画における目標は、第11次上越市交通安全計画期間中の交通事故発生状況から、交通事故死者数を4人以下、命に関わり優先度が高い重傷者数を、38人以下とすることを目指します。

3 重点課題

(1) 高齢者の交通事故防止

65 歳以上の高齢者が関与する交通事故件数は減少傾向にありますが、交通事故全体に占める割合は、令和 3 年の 48.8%から令和 7 年には 50.3%まで上昇しています。また、令和 3 年から令和 7 年までの交通事故死者数に占める高齢者の割合は平均で 6 割を超えています。

また、当市の 65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、令和 8 年 1 月 1 日現在で約 34%であり、今後も更に上昇することが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が安全に、かつ、安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

高齢者は歩行中や自動車運転中の自損事故で死亡する割合が高いほか、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進が必要となっています。

また、ペダルの踏み間違い等、運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、安全運転サポート車の普及を促進します。そのため、安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を提供するほか、運転免許証の自主返納制度、サポート車限定免許（＊）の周知を図ります。

さらに、地域公共交通のマスタープランである上越市総合公共交通計画に基づき、公共交通サービスの改善や、地域の輸送資源の総動員による移動手段の確保を図るなど、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保と持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

〔市内の交通事故死者数及び高齢者死者数等の年別推移〕

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
死者数	4 人	5 人	5 人	5 人	4 人
うち高齢者死者数	3 人	5 人	4 人	2 人	1 人
死者数に占める割合	75.0%	100.0%	80.0%	40.0%	25.0%
発生件数	207 件	196 件	186 件	199 件	193 件
うち高齢者事故件数	101 件	92 件	67 件	101 件	97 件
発生件数に占める割合	48.8%	46.9%	36.0%	50.8%	50.3%
高齢運転者事故件数	68 件	53 件	46 件	72 件	70 件
発生件数に占める割合	32.9%	27.0%	24.7%	36.2%	36.3%

(2) 歩行者の安全確保

過去5年間（R3年～R7年）の交通事故死者23人のうち、歩行中の死者は2人となっています。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

そのため、人優先の考えの下、子どもが日常的に集団で移動する通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していくとともに、ドライバーに対して横断歩道においては歩行者が優先であることなど、歩行者の保護意識の高揚を図る必要があります。また、歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育等を推進する必要があります。

さらに、自動車と歩行者の交通事故を抑止するため、令和8年9月から生活道路における法定速度が30 km 毎時に引き下げられることに関する広報啓発等を実施し、制度の円滑な施行を図る必要があります。

〔市内の交通事故死者数のうち歩行中の占める割合〕

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
死者数	4人	5人	5人	5人	4人
うち歩行中	0人	0人	0人	2人	0人
全死者比	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%

(3) 自転車の安全対策の推進

過去5年間（R3年～R7年）の交通事故死者23人のうち、自転車乗用中の死者は3人となっています。

自転車は被害者にも加害者にもなり得ることから、自転車の安全利用を促進するため、自転車の安全で快適な通行のための環境整備を推進するとともに、自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）の施行を踏まえ、自転車の悪質・危険な違反に対する厳正な取締りや交通安全教育等の実施により、自転車のルールやマナー等の周知徹底や自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図ります。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を促進します。

〔市内の交通事故死者数のうち自転車乗用中の占める割合〕

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
死者数	4人	5人	5人	5人	4人
うち自転車乗用中	2人	1人	0人	0人	0人
全死者比	50.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(4) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

一般道における運転席及び助手席のシートベルト着用率は、各種啓発や取締り等の効果により高い割合になっていますが、後部座席の着用が義務付けられてから、相当の期間が経過したものの、未だ着用が徹底されていません。

令和3年から令和7年までの市内の自動車乗車中の死者のうち、シートベルト未着用者の割合は、46.2%に達しており、シートベルトの未着用が死亡事故に結び付いていると考えられます。

また、チャイルドシートについては、全国的に1歳未満における使用率は比較的高いものの、年齢が上がるにつれて使用率が低くなっています。

このため、交通指導取締りを推進するとともに、交通安全教育や広報活動、保育園等と連携した保護者等へのチャイルドシート着用効果の指導を通じて、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るとともに、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用できない場合にはチャイルドシートやジュニアシートの使用が望ましいこと等についての広報啓発に努め、交通事故による被害軽減を図る必要があります。

〔一般道におけるシートベルト着用率〕

		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
全 国	運転席	99.1%	99.1%	99.2%	99.2%	99.1%
	助手席	96.7%	96.9%	97.1%	96.8%	96.5%
	後部座席	42.9%	42.9%	43.7%	45.5%	45.8%
新 潟 県	運転席	99.3%	99.5%	99.5%	99.6%	99.3%
	助手席	96.9%	98.0%	98.1%	98.2%	95.9%
	後部座席	61.5%	48.2%	51.4%	58.5%	64.1%

(警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査による)

〔チャイルドシート使用率〕

		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
全 国	調査中止	74.5%	76.0%	78.2%	82.4%	
新 潟 県	調査中止	71.5%	76.5%	82.0%	82.5%	

※令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止

(警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査による)

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による人身交通事故は、平成 19 年の厳罰化、平成 21 年の行政処分強化などにより徐々に減少し、令和元年、令和 6 年に発生件数が 0 件となりましたが、令和 7 年には 1 人の死者が発生するなど、依然として飲酒運転を原因とする交通事故は後を絶ちません。

悪質、危険な飲酒運転を無くすため、取締りの強化を図ることはもとより、各種交通安全運動において、飲酒運転の危険性を体験できる飲酒運転危険性体験メガネ等を活用した体験型の交通安全教室等の開催など広報啓発を引き続き推進し、わずかな飲酒量であっても重大事故につながる大変危険な行為であることを強く周知します。

また、酒類提供飲食店等と連携し、ハンドルキーパー運動の普及啓発、アルコール検知器を活用した運行前検査の励行や自動車運転代行の活用等を広報するほか、地域や職場等における飲酒運転根絶の取組を更に進め「飲酒運転をしない、させない」という交通安全教育及び広報啓発活動等の推進を図る必要があります。

〔市内の飲酒運転による交通事故発生状況〕

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
発生件数	4 件	2 件	1 件	0 件	4 件
死者数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
負傷者数	4 人	2 人	1 人	0 人	4 人

第 2 部 分野別施策

第 1 章 道路交通環境の維持・整備

第 2 章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

第 3 章 安全運転の確保

第 4 章 道路交通秩序の維持

第 5 章 救助・救急活動の充実

第 6 章 交通事故被害者対策の推進

第1章 道路交通環境の維持・整備

交通安全の推進には、一人一人の意識が重要であるとともに、人と車などが安全で円滑に通行できる道路や施設など道路交通環境の維持・整備が不可欠です。

そのため、道路や交通安全施設の維持・整備、公共交通機関の利用促進など、道路交通環境の維持・整備を推進します。

また、災害に強い道路交通環境を整備していくほか、バリアフリー化の推進など、全ての人に優しい道路ネットワークの構築を推進します。

1 道路等の維持・整備

(1) 歩行者の安全な通行の確保

歩行者の安全を確保する必要がある区間について、歩道等の維持・整備を図ります。特に通学路及び未就学児が移動する経路の危険箇所について、重点的に歩道整備を進めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

(2) 自転車の安全な通行の確保

自転車利用者の安全で快適な通行を確保する必要がある区間について、区画線や路面標示で自転車通行帯の明示、自転車通行幅の拡幅などにより、自転車利用環境の向上に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

(3) 改築等による交通事故対策

交差点における交通の安全と円滑化を図るため、事故が多発している交差点の改築等に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

2 交通安全施設等の維持・整備による交通安全の推進

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の維持・整備

ア 障害のある人や高齢者などが安心して通行できるバリアフリー化された歩行空間の維持・整備

障害のある人や高齢者の利用が多い公共的施設（官公庁、公共交通機関の施設、病院等）の周辺道路や歩車ともに交通量の多い道路等においては、障害のある人や高齢者等全ての歩行者が安心して円滑に通行できるよう、視覚障害者誘導用ブロックの設置や平坦な歩道の確保など歩行空間のバリアフリー化と音響式信号機の設置など交通安全施設等の維持・整備に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 市街地の幹線道路の無電柱化の推進

歩行空間のバリアフリー化、景観形成、防災機能の向上を図るため、市街地の幹線

道路の無電柱化を進めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局)

(2) 標識等の維持・整備

ア 見やすく分かりやすい道路標識等の維持・整備

交通規制の簡素・合理化及び標識等の高輝度化や設置場所の改善を図ります。

※標識等には、一時停止などの標識のほか、一時停止線や止まれなどの路面標示を含みます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 分かりやすく使いやすい道路交通環境の維持・整備

分かりやすく使いやすい道路交通環境を維持・整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、道路・交通等に関する情報を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置の維持・整備を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局)

ウ 夜間事故対策

夜間の交通事故に対処するため、道路照明・視線誘導標等の設置に努め、交通事故防止を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

(3) その他の交通安全施設等の維持・整備

転落危険箇所等に防護柵を設置するほか、見通し不良箇所へのカーブミラーの設置等、交通安全施設の維持・整備に努めます。

また、生活道路として利用される農道についても、利用状況等に応じ、適切な安全対策を講じます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

3 道路使用・占用の適正化

(1) 道路使用、占用の適正化の推進

工事等による道路使用及び道路占有については、道路管理者と公安委員会が連携を図りながら工事業者等に対する交通の安全性と円滑性の確保や、許可条件の履行及び占有物件の維持管理の適正化等についての指導を徹底し、適正な運用を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 不法占有物件の排除

道路交通に支障を来す不法占有物件等については、その実態把握に努めるとともに、道路管理者と公安委員会が連携を図りながら、指導を徹底します。

また、高齢者や障害のある人にとって真に安全な歩行、自由な移動等を実現するため、歩道の誘導ブロック上等の移動空間に存在する不法占有物件等については、指導等により排除を行います。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

4 公共交通機関の利用促進

(1) 公共交通機関への転換

鉄道を地域公共交通の骨格に位置付け、市民の暮らしを支える機能を維持・集積する拠点と拠点の間や、拠点と地区内の集落の間を交通ネットワークで結び、公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保します。併せて、地域の事情や利用実態に合わせて、バス停の新設や乗合タクシーの導入など、マイカー利用から公共交通利用への転換を促す取組を進めます。特に、路線バス等の主たる利用者である高齢者に対しては、通院や買い物などに使いやすいダイヤ設定とするなど、公共交通利用への転換を促し、高齢ドライバーの交通事故防止等に努めます。

(上越市)

(2) 公共交通機関の利便性向上

ア 公共交通機関の利便性向上に資する道路等の維持・整備

駅やバス停の整備及び路線バスの停車帯の設置については、事業者と連携し利便性の向上に努めます。

また、バス停の設置に合わせ、バス事業者と住民が協働で待合環境の改善を図るよう要請するほか、鉄道への乗り換えの利便性を向上させるなどして、公共交通機関の利用を促進します。

(上越市)

イ 運行頻度、運行時間の見直し、乗り継ぎの改善

鉄道やバスの運行頻度・運行時間の見直し等に合わせた乗り継ぎの改善や分かりやすい情報提供など、利用者の利便性向上が図られるよう事業者に要請します。

(上越市)

(3) 公共交通機関の利用促進に係る広報啓発

バス路線の見直しやダイヤ改正、お得な乗車券の情報などについて、広報上越やホームページ、啓発チラシ等による情報提供に取り組みます。

(上越市)

5 その他の道路交通環境の維持・整備

(1) 道路利用者の視点をいかした道路交通環境の維持・整備

安全な道路交通環境の維持・整備に当たっては、道路を利用する人の視点をいかすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の意見を道路交通環境の維持・整備に反映させていきます。

また、交通安全施設の維持・整備や交通規制の実施については、町内会等の各種会合を活用して計画の説明を行い、地域住民の意見・要望を反映させ、かつ納得の得られる維持・整備を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 踏切道の構造改良の促進

道路、軌道の交差点における交通事故と交通渋滞の対策として、前後の道路とともに構造改良を推進し、歩道を確保することで歩車の分離を図ります。

(上越地域振興局、上越市)

(3) 冬期における道路交通環境の維持・整備

ア 除雪、消融雪設備の充実等

冬期の円滑な道路環境を確保するため、予防的通行規制区間における集中的な除雪作業やチェーン装着指導の実施、凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の維持・整備を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

イ 歩道空間の確保

冬期に子どもが安全に通学できるようにするとともに、高齢者の交通事故増加への対策に寄与するために、通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間について、冬期の歩道空間の確保に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

ウ 冬期道路の情報提供

道路交通に影響を及ぼす降積雪等の自然現象に伴う路面状況や気象状況、雪崩等の災害、交通事故等に伴う道路障害、交通渋滞等の道路情報・交通情報の適時・適切な提供に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

エ 雪崩危険箇所等の解消

冬期道路交通の確保のため、雪崩危険箇所や地吹雪危険箇所については、雪崩予防・防護施設、防雪柵等の維持・整備を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

6 事故防止対策の推進

(1) 交通事故多発箇所対策の推進

死傷事故が多発している交差点・単路について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故抑止対策を実施します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 調査・分析に基づく事故対策の推進

社会的反響等の大きい重大事故、短期間に連続的に同一地域内で発生した重大事故、その他調査・分析を必要と認める事故が発生した場合には、関係機関と協同して事故原因の調査・分析及び道路診断等を実施するとともに、その分析結果等に基づき、現場付近の交通規制の見直しや安全施設の整備等、発生要因に即した対策を講じ再発防止に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

7 災害に備えた道路交通環境の維持・整備

(1) 災害時の道路交通確保

災害時には、被災時の円滑な救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧活動の支援等において重要な役割を果たす緊急輸送道路(*)の確保が不可欠であり、この道路が寸断されるなどの事態を未然に防止するため、橋梁の耐震補強や法面崩落等の災害発生危険箇所の解消に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

(2) 災害時の交通の安全確保と的確な交通規制等の実施

災害発生時には、緊急輸送道路(*)等の確保、被災地への車両の流入抑制、その他交通の混乱防止と安全確保のため、通行禁止等の交通規制及び広報を迅速、的確に実施します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備

ア 災害発生時の的確な情報収集、提供のための体制整備

災害発生時には、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供に資するため、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供するとともに、インターネット等の情報通信技術(ICT)を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 道路管理者間の連絡体制の整備

災害時には、例えば、通行規制を行う事前の情報共有など、道路ネットワーク全体の被災や道路状況に関する適切な情報収集・提供を行うため、国、県、市等それぞれの道路管理者等は相互の情報連絡体制を強化します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

交通安全の推進には、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し、人優先の交通安全思想の下、思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要です。

また、歩行中や自転車、自動車運転中のスマートフォン等の操作による事故の危険性も指摘されていることから、各世代において段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全に関する普及啓発活動を推進していく必要があります。

市では、市内における交通ルールやマナーの実態把握を行い、交通安全教育の推進を図るとともに、地域ぐるみの交通安全意識の高揚を図るため、家庭や学校、職場などと連携し、普及啓発活動の更なる充実、強化に努めます。

1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 類似事故防止のための事故情報共有の促進

類似事故の発生を防止するため、交通事故の分析により得られた情報を社会全体で共有できるよう、家庭、学校、職場、地域等にテレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、広報紙等を通じて情報提供します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 効果的な広報の実施

ア 家庭に浸透するきめ細かな広報の実施

交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、広報媒体を積極的に活用し、家庭に浸透するきめ細かな広報啓発に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 関係機関・団体等への積極的な情報提供

関係機関・団体の交通安全に関する広報活動を支援するため、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関等と連携し、市民への気運の醸成を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 広範・集中的なキャンペーンの実施

家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや各種広報媒体を通じての集中的なキャンペーンを積極的行います。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 交通安全運動の推進

ア 関係機関・団体等と連携した運動の推進

関係機関・団体と連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 各季における交通安全運動等の取組

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動において、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、市民各層への積極的な参加を呼び掛けます。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナーの向上のため、5月の「自転車安全月間」等あらゆる機会において、一時停止・安全確認等の励行、雁木内通行の禁止や運転中のスマートフォン等の使用禁止、歩道通行時におけるルール・マナー、夜間におけるライトの点灯・反射材の取付け、さらには自転車乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果、自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）などについて周知し、自転車の安全利用に関する広報啓発を強化します。

また、自転車の整備不良に伴う交通事故の防止対策として、自転車利用者に点検整備を受ける気運を醸成するとともに、自転車が加害者になる交通事故の被害者対策として、損害賠償責任保険への加入を促進し、自転車の安全利用を推進します。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

(5) 全ての座席におけるシートベルト着用の推進

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について、市内におけるシートベルト着用状況の実態把握を行うとともに、その結果を踏まえて交通安全教室や講習会等における指導や啓発等につなげ、全座席における着用の徹底を図ります。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について広報啓発を実施するとともに、幼稚園・保育所等と連携して保護者等に対する実践指導を行うなど、正しい使用の徹底を図ります。

また、全国的に年齢が高くなるにつれて使用率が下がる傾向がみられるため、市内における使用状況の把握を行い、効果的な指導や啓発等につなげます。

さらに、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用できない場合にはチャイルドシートやジュニアシートの使用が望ましいこと等についての広報啓発に努めます。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

(7) 夜光反射材の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発に取り組めます。

特に高齢者が夕暮れから夜間にかけて、道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、夜光反射材の普及促進に取り

組むほか、夜光反射材の視認性効果を実験等による参加・体験・実践型の交通安全教育により、自発的な夜光反射材の活用の促進に取り組みます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(8) 運転免許証自主返納制度、サポート車限定免許の利用促進

加齢や疾病に伴う身体機能の低下による加害事故や自損事故を防止するため、運転免許証自主返納制度やサポート車限定免許について各種交通安全教室や広報誌等を通じて積極的に周知します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(9) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の取締りを強化するとともに、各季の交通安全運動等において、飲酒運転の根絶について呼び掛けるほか、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催により、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知し、飲酒運転の危険性について理解を深めるよう努めます。

また、飲酒運転の根絶に向けて、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等の広報媒体を活用した広報啓発活動のほか、家庭や飲食店等が一体となり、地域ぐるみで「飲酒運転をしない、させない」環境づくりの取組を推進し、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(10) 安全意識・保護意識の啓発強化

ア ライトの早めの点灯運動等の推進

夕暮れ時から夜間にかけて高齢者等が道路を横断、又は歩行中に交通事故に遭う危険が高まることから、車両運転者に対しライトの早めの点灯とライトの上向き・下向きのこまめな切り替えによる前方への意識集中を高める運転を推進していきます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 高齢運転者標識（高齢者マーク）（※）を付けた車両に対する保護意識の醸成

運転免許取得者のうち70歳以上の高齢者は、身体機能の低下が運転に影響を及ぼす恐れがあることから、高齢運転者標識を付けて自動車を運転するよう広報啓発に努めます。また、市民に対し高齢運転者標識を付けた車両に対する保護意識の醸成に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 安全速度についての正しい理解の促進

規制速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、交通事故が発生しない安全な速度で走行するという「安全速度」の考え方の正しい理解と定着化が図られるよう、交通安全教育及び各種広報媒体を活用した広報啓発に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

エ 安全運転サポート車の普及促進

ペダルの踏み間違い等運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が進んでいることを踏まえ、高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進と、その機能の限界、技術の進展の状況等について情報提供します。

また、安全運転サポート車のみを運転できるサポート車限定免許の周知に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

オ 歩行者の安全確保

運転者に対する信号機のない横断歩道における横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を徹底させるため、交通安全教育の推進や交通指導取締りの強化を図るとともに、令和8年9月から生活道路における法定速度が30 km 毎時に引き下げられることに関する広報啓発等を実施し、制度の円滑な施行を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、手を上げるなど「渡るよサイン」を示し、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

カ 悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進

妨害運転について交通安全教室等の機会を捉え、違反行為や危険性等を広く周知し、違反の防止を図ります。あわせて、運転中のスマートフォンなど携帯電話等の画面注視や通話をしながら運転する行為の危険性等を広く周知し、違反の防止を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度及び日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な動作と知識について、教材等を有効に活用し、心身の発達段階に応じて分かりやすい指導を行います。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 小学生に対する交通安全教育

歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識・能力を高めるため、実技指導等を含む実践的な指導を行います。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 中学生に対する交通安全教育

交通安全に必要な事項、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるため、自転車教室等の実技指導等を含む実践的な指導を行います。

また、交通事情や交通法規等に関する基本的事項の理解を深め、安全に行動できる態度や能力とともに、他の人々の安全にも配慮できる思いやりのこころを育成します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(4) 高校生に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事項、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持って行動することができるような健全な社会人としての意識・態度を育成します。

このほか、令和8年4月から、17歳6か月での普通免許等の仮免許取得が可能となる制度改正について、周知を図るとともに、仮免許期間中の違法行為や事故防止のため、警察と学校、自動車教習所等が連携した交通安全教育を行います。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(5) 成人に対する交通安全教育

交通ルールへの遵守、交通マナーの向上など、交通社会の一員としての責任を持って行動するよう啓発・指導します。

また、自動車等の運転者には、社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上等について啓発・指導します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(6) 高齢者に対する交通安全教育

ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動（道路横断、危険回避のための安全確認等）に及ぼす影響等について、高齢者自身から理解を深めてもらうため、教育用資機材等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進を図ります。

また、交通ルール等に関する理解が十分でない高齢者に対して、歩行者や自転車利用者の心得等について理解を深めてもらうための交通安全教育を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 出前・体験・出張型交通安全教育の推進

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者が、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、高齢者世帯訪問や高齢者の集う場所へ出向く出前・出張型の交通安全教室等を積極的に推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(7) 障害のある人に対する交通安全教育

交通安全のために必要な技能と知識の習得のため、障害の程度に応じた交通安全教育を行います。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(8) 外国人に対する交通安全教育

外国人を雇用する事業者と連携し、外国人を対象とした交通安全教育等を通じて、我が国の交通ルールに関する知識の普及に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

3 効果的な交通安全教育の推進

(1) 各年代に応じた参加・体験・実践型交通安全教育の推進

交通安全のために必要な技能及び知識の習得と、その必要性を理解していただくため、各年代の特性にあった参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 教材資料の充実と有効活用

交通安全教育の推進に当たっては、各対象に応じた効果的な交通安全教育が行われるよう、教材資料の充実と有効活用を図るとともに、各機関・団体は、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等について、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

4 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 地域、学校、家庭等における交通安全教育活動の推進

ア 地域における交通安全教育の推進

町内会やこども会と関係機関・団体等との連携による出前・出張型交通安全教育を推進し、地域が一体となった交通安全教育活動の推進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体等については、諸行事に対する援助や、交通安全に必要な資料の提供を行うなど、その主体的な活動の促進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 学校等における交通安全活動の推進

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校における交通安全教育を積極的に推進するとともに、地域、関係機関・団体と連携し、その保護者への波及効果も含めた効果的な交通安全活動を推進し、家庭における交通安全意識の高揚を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 地域が一体となった交通安全運動の推進

各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く市民に周知し、市民参加型の交通安全運動等の推進を図るとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及びボランティアの参加促進を図り、効果的な運動を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 地域の見守り活動等を通じた交通安全の推進

地域のボランティアによる通学時の交通安全等の見守り活動が広がり、活発に行われていることを踏まえ、こうした活動により交通安全の推進を図るため、ボランティアの活動が安全に継続され、一層活性化するよう安全研修や傷害保険の加入などの支援を行います。

(上越市)

第3章 安全運転の確保

運転者の能力や資質の向上は、交通事故防止に重要であることから、これから免許を取得する者を含めた運転者に対する運転者教育等の充実を図ります。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき責任を重視し、企業・事業所の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るための取組を推進します。

1 運転者教育等の充実

(1) 安全思想の普及徹底

地域、学校、職場等の交通安全教育の場や各種広報媒体を通じて、交通ルールの遵守、交通マナーの向上、交通弱者保護、全座席シートベルト着用等の意識啓発を図り、誰もが被害者、加害者にならないための安全思想の普及徹底に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 安全速度の励行と定着化

安全速度の励行とは、規制速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、交通事故が発生しない安全な速度で走行することであり、これについて、正しい理解と定着化を図られるよう、交通安全教育及び各種広報媒体を活用した広報啓発に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 自動車安全運転センターの活用促進

市民に対し、自動車安全運転センターが行う運転経歴証明書、交通事故証明書の発行業務の内容等について周知を図るとともに、安全運転中央研修所において行われる安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等に対する各研修課程の紹介や入所案内を積極的に行い、活用促進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(4) 農耕車の安全運転対策の推進

農耕車の事故防止を図るため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を行います。

(上越市)

2 事業者に対する安全運転管理の指導

(1) 安全運転管理の充実

安全運転管理者未選任事業所の一掃を図り、事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全意識の向上を図り、シートベルト着用の徹底、安全運転管理者等による運転者に対する運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の義

務が確実に履行されるなどの安全運転管理が適切に行われるよう指導します。

またドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等(以下「ドライブレコーダー等」という。)の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるほか、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話しながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」等の迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を行うよう事業者に対し指導を行います。

(上越警察署、妙高警察署)

(2) 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実

事業所内の運行管理体制の充実と運行管理者による運行管理の徹底を推進し、過労運転・過積載の防止及び高速道路等における事故時の被害を軽減するため全席シートベルト着用の徹底、制限速度の遵守等を図るよう指導します。

(上越警察署、妙高警察署)

3 道路交通に関する情報の収集と提供

道路利用者に対し、交通渋滞等の必要な交通情報や災害発生に伴う道路障害、道路交通に影響を及ぼす大雨、大雪、強風などによる道路情報を適時、適切に提供することにより安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

第4章 道路交通秩序の維持

飲酒運転や高速暴走運転等の重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反や駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

また、安全で円滑な交通を確保するために、交通事故実態に即した交通規制を推進していきます。

1 交通指導取締りの強化

交通事故の発生状況や道路交通環境等を分析し、飲酒運転、高速暴走運転及び横断歩行者妨害違反等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や携帯電話等の使用禁止違反といった交通事故の危険性のある違反及び放置駐車違反等の迷惑性の高い違反を重点に交通指導取締りを効果的に推進します。

また、自転車利用者に対しては、信号無視、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、歩道における通行方法違反、通行区分違反、酒酔い運転等の危険行為 16 項目に該当する違反の積極的な取締りを行い、自転車運転講習の制度を活用するとともに、無灯火、二人乗り等の悪質、危険な自転車利用者についても積極的な指導・警告・検挙を行います。

(上越警察署、妙高警察署)

2 飲酒運転防止対策の強化

重大な交通事故に直結する悪質な行為である飲酒運転については、自転車を含めた交通指導取締りの強化を図るとともに、飲酒運転を防止するには、運転者のみならず、酒類を提供する側の意識啓発も必要であることから、「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 乗る人には飲ませない」を合言葉に、飲食店などの酒類提供者とも連携した積極的な広報啓発活動を行い、飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成・高揚を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

3 駐車秩序の確立

駐車秩序を確立し、適正な道路交通環境を保持するため、重点取締り路線等の放置駐車や危険性、迷惑性の高い駐車違反の取締りを強化するとともに、必要に応じて駐車実態や地域住民の意見・要望を踏まえた駐車規制の見直しを実施します。

また、積極的な広報啓発活動を行い、違法駐車を許さない気運の醸成を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

4 自転車駐車対策の推進

駅周辺や中心市街地において、自転車駐車場の利用促進を図るとともに、「上越市放置自転車等の処理に関する要綱」に基づき、自転車駐車場等に放置されている自転車の整理や移動等を行い、安全に通行できる歩道空間を確保します。

(上越市)

5 適正な交通規制の実施

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の交通に起因する障害を防止するために行う交通規制は、地域の交通実態に即して実施するとともに、必要に応じて交通規制の見直しを行うなど、適正な交通規制に努めます。

（上越警察署、妙高警察署）

第5章 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救急医療機関との緊密な連携・協力の下、救助・救急体制の整備を図ります。

1 救助・救急体制の整備

(1) 大規模事故発生時の集団救助救急体制の整備

多数の負傷者が発生する大規模な交通事故に対処するため、救急医療機関、消防機関等の連絡体制の整備及び救護訓練の実施等により、関係機関の連携強化を図ります。

(上越地域消防局、上越警察署、妙高警察署)

(2) 応急手当の普及・啓発活動

ア 学校教育における応急手当の指導

小学校（高学年）及び中学校の授業において、実習を重視した応急手当の指導を行います。

(上越市)

イ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダー（＊）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、AED（＊）の使用も含めた応急手当について、講習会の開催や「救急の日」等の機会を通じて、普及啓発活動を推進します。

また、過去の講習会の受講者にも定期的な受講を呼び掛けるなど、救命技能の維持を図ります。

(上越地域消防局、上越市)

(3) プレホスピタルケアの充実

プレホスピタルケア（＊）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるように養成を促進するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与等を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制（＊）の充実を図ります。

(上越地域消防局)

(4) 資機材等の整備の充実

ア 救急搬送におけるドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターの活用

ヘリコプターが、交通事故による重症患者の救命救急センター等専門的医療機関への救急搬送に有効と認められる場合などには、医療機関と連携しながら、ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターによる救急搬送を一層活用していきます。

(上越地域消防局、上越市)

イ 救助・救急施設の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

また、救助、救急活動の円滑な実施のため、自動出動指定装置、救急医療情報収集装置、統合型位置情報通知装置及び地図等検索装置を一体化した高機能消防指令設備を一層活用していきます。

（上越地域消防局）

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療機関等の確保

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため、休日や夜間の急患センターの機能を維持します。

また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療体制を確保するため、病院群輪番制に参加する病院を支援します。

（上越市）

(2) 救急医療関係機関の協力関係の確保

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を行うため、救急医療機関と上越地域消防局における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の強化を図ります。

また、医師の指示、指導・助言を直接救急現場で受けられるよう、救急自動車に設置した携帯電話により医師と直接交信するシステムや患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

（上越地域消防局）

第6章 交通事故被害者対策の推進

交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故の知識や情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談窓口について、広報を充実させ、被害者が必要とする情報と支援が得られるよう推進します。

1 無保険（無共済）車両の運行の防止

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れの注意喚起について、広報活動等を通じて市民に周知を図るとともに、指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止の徹底を図ります。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

2 交通事故相談業務の推進

交通事故による被害者等の様々な相談に応じるため、市民相談センターの弁護士相談の活用や新潟県交通事故相談所、日弁連交通事故相談センター、警察署交通事故相談窓口等と連携を図ります。

また、交通事故相談所等についての広報を行い、交通事故相談業務の周知を図り、交通事故相談者に対して相談の機会を提供します。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児等に対する県の高等学校交通遺児授業料減免事業、新潟県交通遺児基金による給付事業、激励事業、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付、交通遺児育成基金が行う基金事業など、各種の被害者救済対策等について広く市民に周知し、被害者が個々のニーズに合わせた情報と支援が受けられるように努めます。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

参 考 資 料

1 用語集

用 語	説 明	該当頁
サポート車限定免許	令和 4 年 5 月 13 日に道路交通法の改正により創設された運転免許制度。 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置といった安全運転支援装置が搭載された普通自動車（サポート車）のみ、運転することができる免許。運転者本人の申請によって移行できる。 なお、支援装置が後付けされた車については、この免許では運転できない。	5
緊急輸送道路	新潟県地域防災計画に定められた道路。	14
高齢運転者標識 （高齢者マーク）	道路交通法に基づく標識の一つ。 高齢者マークは、高齢者ドライバーの保護を目的として導入され、70 歳以上の運転者が高齢者マークを表示して普通自動車を運転している場合には、他の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除いて、その普通自動車に対して幅寄せや割り込みすることが禁止されている。 なお、表示は努力義務であり、表示しないことによる罰則等はない。	17
バイスタンダー by Stander	救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことで、救急車到着までの時間に救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を向上させることができる。	26
A E D （自動体外式除細動器） Automated External Defibrillator	突然、心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置。 心電図を自動計測して、必要な場合は電気ショックを与える。多くの装置は音声指示に従って簡単に操作できる。	26

用 語	説 明	該当頁
プレホスピタルケア Pre Hospital care	病院前救護。救急車内での、病院に到着するまでに行う応急処置。	26
メディカルコントロール体制	救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るためには、今後ともメディカルコントロール体制を充実していく必要がある。 このメディカルコントロール体制とは、消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導及び助言を要請できる、〔2〕実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、〔3〕救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行うなどの体制をいうものである。 消防機関と医療機関との協議の場である各都道府県単位及び各地域単位のメディカルコントロール協議会については、全て設置が完了しており、事後検証等により、救急業務の質的向上に積極的に取り組んでいる。	26

2 交通安全対策基本法（抜粋）

			昭和 45 年 6 月 1 日
		法律	第 110 号
〔改正〕	昭和 46 年 6 月 2 日	法律	第 98 号
	同 50 年 7 月 10 日	同	第 58 号
	同 58 年 12 月 2 日	同	第 80 号
	平成 11 年 7 月 16 日	同	第 102 号
	同 11 年 12 月 22 日	同	第 160 号
	同 18 年 5 月 17 日	同	第 38 号
	同 23 年 8 月 30 日	同	第 105 号
	同 25 年 6 月 14 日	同	第 44 号
	同 27 年 9 月 11 日	同	第 66 号
	令和 3 年 5 月 19 日	同	第 36 号
	同 5 年 6 月 16 日	同	第 58 号

（市町村交通安全対策会議）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1） 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - （2） 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総

合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

3 上越市交通安全条例

平成10年10月2日

条例 第 42 号

〔改正〕平成 17 年 12 月 22 日 条例 第 128 号

(目的)

第1条 この条例は、交通の安全に関し市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに環境に配慮した快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の安全で快適な生活を実現するため、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、交通社会の一員としての責任を認識し、その日常生活において交通の安全の確保に自ら努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、交通社会の一員としての社会的責任を認識し、その事業活動において交通の安全の確保に自ら努めるとともに、従業員に対する交通安全教育の推進等に努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

(交通安全教育の推進等)

第5条 市は、市民及び事業者の交通安全意識の向上を図るとともに、市民及び事業者の自主的な交通の安全に関する活動の意欲が高まるようにするため、交通安全教育及び啓発活動の推進に努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、交通の安全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第6条 市は、交通の安全を図るため、市の管理する道路の改良及び新設並びに交通安全施設の整備を促進し、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。

2 市は、市の管理する道路以外の道路について特に交通安全対策が必要と認めるときは、当該道路の管理者等に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(公共交通機関の利用の促進等)

第7条 市は、市民及び事業者の公共交通機関の利用の促進等に必要な措置を講ずることに

より、自動車の交通量を削減し交通の安全を図るとともに、排出ガスの量を削減し環境の保全を図るものとする。

- 2 市民及び事業者は、それぞれその日常生活及び事業活動において、自ら公共交通機関等を利用するように努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第8条 市は、交通の安全に関する施策の推進に当たっては、高齢者、児童及び心身障害者（以下「高齢者等」という。）に対する交通安全教育の推進及び高齢者等に優しい道路交通環境の確保に特に配慮しなければならない。

- 2 市民及び事業者は、それぞれその日常生活及び事業活動において、高齢者等の交通の安全に配慮するように努めるものとする。

(交通事故防止重点地域の指定)

第9条 市長は、死亡事故又は重大事故が発生したときは、当該事故が発生した地域を期間を定めて交通事故防止重点地域（以下「重点地域」という。）に指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨を公表するとともに、当該重点地域に居住する市民、事業者及び関係機関と協力して総合的な交通事故の防止対策を講じなければならない。

(施策の推進体制の充実等)

第10条 市は、交通の安全に関する施策を円滑に実施するため、その推進体制の充実を図るとともに、関係機関並びに市民及び事業者による団体と緊密な連携を図るものとする。

(広域的な施策の推進)

第11条 市は、交通の安全を図るため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等と連携し、広域的に施策を推進するものとする。

(交通安全対策会議)

第12条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、上越市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

- 2 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 上越市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

- 3 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 4 会長は、市長をもって充てる。

- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国の地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 1人
- (2) 新潟県の知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者 1人
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 3人
- (4) 上越地域消防事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者 1人

- (5) 市民のうちから市長が委嘱する者 2人
- (6) 事業者のうちから市長が委嘱する者 1人
- (7) 上越市立小学校及び中学校に勤務する教員のうちから市長が委嘱する者 1人
- (8) 市の職員のうちから市長が任命する者 3人
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 9 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、市長が委嘱する。
- 10 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(上越市交通安全対策会議条例の廃止)
- 2 上越市交通安全対策会議条例(昭和54年上越市条例第17号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の上越市交通安全対策会議条例第3条第5項の規定により委嘱又は指名された委員である者は、第12条第5項の規定により委嘱又は指名された委員とみなす。

附 則 (平成17年条例第128号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条第9項の改正規定 公布の日
- (2) 第12条第5項の改正規定 平成18年1月1日

4 上越市交通安全対策会議委員一覧

区 分	所 属 機 関 等	
会 長	上 越 市	市 長
第 1 号	国 の 地 方 行 政 機 関	北陸地方整備局高田河川 国道事務所
第 2 号	新 潟 県 の 知 事 部 局	上越地域振興局
第 3 号	新 潟 県 警 察	上越警察署
	〃	妙高警察署
第 4 号	上越地域消防事務組合	上越地域消防局
第 5 号	市 民	(一財)上越交通安全協会
第 6 号	事 業 者	上越地区 安全運転管理者協会
第 7 号	上越市立小・中学校の教員	上越市立小・中学校長
第 8 号	市 職 員	高齢者支援課長
	〃	道路課長
	〃	上越市立保育園長

第 12 次上越市交通安全計画
令和 8 年●月策定

編集・発行 上越市交通安全対策会議
(事務局 上越市防災危機管理部市民安全課)

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
TEL : 025-526-5111 (代表) FAX : 025-526-5061
URL : <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>